

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百八号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正し、令和六年二月一日から適用する。

令和五年十一月二十一日

厚生労働大臣 武見 敬三

後 正 後						後 正 補					
別表	品 名	第1部 内 名	用 射	薬 規 格 単 位	薬 価 単 位 円	別表	品 名	第1部 内 名	用 射	薬 規 格 単 位	薬 価 単 位 円
(略)	(あ)～(き)	(略)				(略)	(あ)～(き)	(略)			
(略)	(し)	(略)				(略)	(し)	(略)			
ジスナルカゾセル40mg				40mg 1 カゾセル	2,297.90	ジスナルカゾセル40mg				40mg 1 カゾセル	2,331.20
(略)	(す)～(る)	(略)				(略)	(す)～(る)	(略)			
(略)	(れ)	(略)				(略)	(れ)	(略)			
レットゾイモカゾセル40mg				40mg 1 カゾセル	3,674.10	レットゾイモカゾセル40mg				40mg 1 カゾセル	3,680.00
レットゾイモカゾセル80mg				80mg 1 カゾセル	6,973.30	レットゾイモカゾセル80mg				80mg 1 カゾセル	6,984.50
(略)	(ろ)～(わ)	(略)				(略)	(ろ)～(わ)	(略)			
(略)	(あ)	(略)				(略)	(あ)	(略)			
(略)	(い)	(略)				(略)	(い)	(略)			
イミンインジ点滴静注120mg				120mg2, 4ml 1 瓶	76.355	イミンインジ点滴静注120mg				120mg2, 4ml 1 瓶	101.807
イミンインジ点滴静注500mg				500mg10ml 1 瓶	310.154	イミンインジ点滴静注500mg				500mg10ml 1 瓶	413.539
(略)	(ろ)	(略)				(略)	(ろ)	(略)			
ウイフガート点滴静注400mg				400mg20ml 1 瓶	388.792	ウイフガート点滴静注400mg				400mg20ml 1 瓶	421.455
(略)	(え)～(へ)	(略)				(略)	(え)～(へ)	(略)			
(略)	(ほ)	(略)				(略)	(ほ)	(略)			
ボライビー点滴静注用30mg				30mg 1 瓶	254.001	ボライビー点滴静注用30mg				30mg 1 瓶	298.825
ボライビー点滴静注用140mg				140mg 1 瓶	1,159.681	ボライビー点滴静注用140mg				140mg 1 瓶	1,364.330
(略)	(ま)～(わ)	(略)				(略)	(ま)～(わ)	(略)			
第3部～第10部	(略)					第3部～第10部	(略)				
第3部～第10部	(略)					第3部～第10部	(略)				